

平成31年度 国民健康保険標準保険料率等の算定について (仮係数による算定)

1 算定を行う根拠

国民健康保険法の規定に基づき国民健康保険事業費納付金および標準保険料率の算定を行う。今回の仮係数による算定は、算定方法や激変緩和措置の一定割合等を検討するとともに、県や市町の平成31年度国保特別会計の当初予算編成の基礎資料とするために実施しているものである。

2 H31年度 仮係数での算定の主な前提条件

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ①一人当たり医療費の増減率 | +2.7% (対前年度比) |
| ②追加公費 (H30年度～) | 全国約1,600億円規模分を反映 |
| ③医療費指数反映係数 | $\alpha = 0$ (本県は医療費を県全体で支え合う) |
| ④激変緩和措置 | 約2.5億円 |

市町毎にH31年度の一人当たり納付金額(仮係数)とH28年度の一人当たり納付金額(決算ベース)を比較した上で、一定割合(自然増11.93%+1%=12.93%)を超える増加分の激変緩和を行う。

3 H31年度 標準保険料の仮係数での算定の結果

県平均の一人当たり標準保険料は、年額143,207円となった。これは、H30年度と比較して12,190円増(9.3%増)となっている。

なお、今後確定係数で算定するため、数値については増減する。

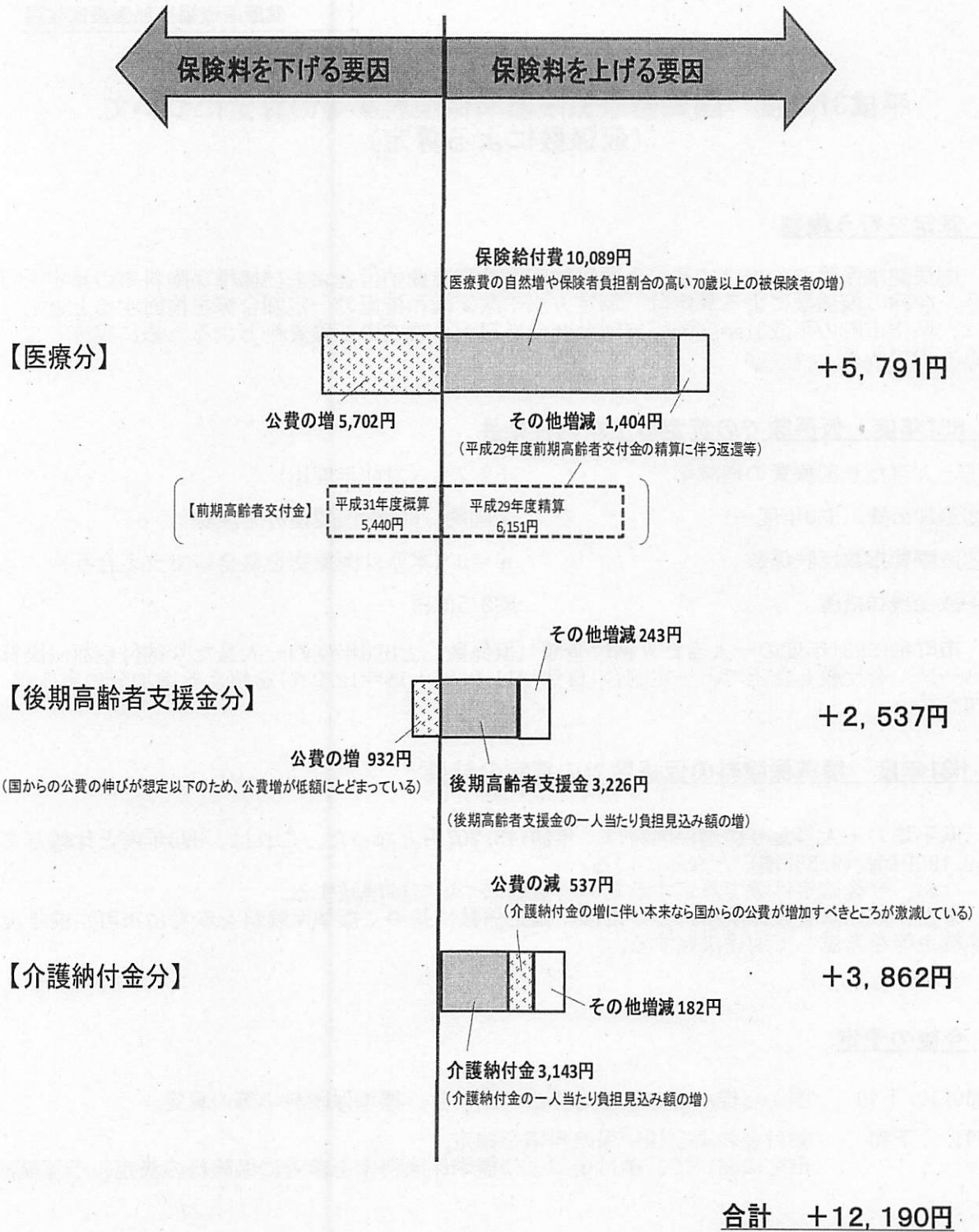
また、被保険者の保険料については、確定係数に基づく標準保険料を参考に市町が前年度繰越金等を考慮して別途決定する。

4 今後の予定

H30.12.下旬 国から提示される確定係数に基づき、標準保険料率等の算定。

H31.1.下旬 納付金および標準保険料率を確定。
市町において、納付金および標準保険料率を参考に保険料の決定、予算編成。

5 主な増加の要因（H30年度との比較）



仮係数による標準保険料の算定結果（１）

	H31年度一人当たり 標準保険料 (円)	(参考) H30年度一人当たり 標準保険料 (円)	H30年度とH31年度の 一人当たり標準保険料の 比較	
			増減額	増減率
ω 県平均	143,207円	131,017円	12,190円	9.30%

H31年度仮算定結果

・最高155,526円(竜王町)、最低 112,965円(豊郷町)

・前年度と比較し、標準保険料が上昇…18市町。下降…1市町

※ 一人当たり標準保険料は、推計した保険料総額を被保険者数で除して算出した理論値であり、実際に市町が賦課する保険料(税)とは異なる。また、所得に比例する応能分があるため、被保険者の負担の高低を直接示すものではない。

仮係数による標準保険料の算定結果(2)

	平成30年度（本算定） 一人当たり保険料額 （円）	平成31年度（仮算定） 一人当たり保険料額 （円）	平成30年度と平成31年度の 一人当たり保険料額の比較	
			差（円）	伸び率（％）
大津市	134,340	147,382	13,042	9.71
彦根市	134,156	143,599	9,443	7.04
長浜市	122,948	137,663	14,715	11.97
近江八幡市	131,836	144,350	12,514	9.49
東近江市	126,006	138,273	12,267	9.74
草津市	137,796	151,986	14,190	10.30
守山市	130,135	142,900	12,765	9.81
野洲市	138,154	145,667	7,513	5.44
湖南市	123,429	135,687	12,258	9.93
甲賀市	132,414	143,724	11,310	8.54
高島市	119,544	131,050	11,506	9.62
米原市	120,609	134,593	13,984	11.59
栗東市	145,261	153,817	8,556	5.89
日野町	119,072	133,076	14,004	11.76
竜王町	143,277	155,526	12,249	8.55
愛荘町	130,516	140,599	10,083	7.73
豊郷町	117,130	112,965	▲ 4,165	▲ 3.56
甲良町	109,856	113,995	4,139	3.77
多賀町	131,908	142,406	10,498	7.96
市町平均	131,017	143,207	12,190	9.30

100億円
単位

平成31年度の国保財政

(平成31年度概算要求ベース)

医療給付費等総額： 約111,000億円

市町村への地方財政措置：1,000億円

保険者努力支援制度

- 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。
※4 予算額：約670億円

特別高額医療費共同事業

- 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。 予算額：60億円

高額医療費負担金

- 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担
事業規模：3,800億円

保険者支援制度

- 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援
事業規模：2,600億円
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険料軽減制度

- 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
事業規模：4,500億円
(都道府県 3/4、市町村 1/4)

財政安定化支援事業

保険者努力支援制度

特別高額医療費共同事業

高額医療費負担金

保険料

(26,900億円)

法定外一般会計繰入
約2,500億円 ※2

保険者支援制度

保険料軽減制度

調整交付金(国)

(9%)※1
8,300億円

定率国庫負担

(32%)※1
23,100億円

都道府県繰入金

(9%)※1
6,500億円

前期高齢者交付金

35,300億円
※3

調整交付金(国)

- 普通調整交付金(7%)
都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。
- 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。

前期高齢者交付金

- 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。

公費負担額

国 計： 34,500億円
都道府県計： 11,500億円
市町村計： 1,800億円

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある

※2 平成28年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額

※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる

※4 平成30年度においては、別途、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち170億円を活用(残330億円)